

市税の申請・納付等の期限の延長について

平成28年4月14日以降に申請や納付する個人市民税以外の税金について、期限が延長されました。

延長の対象者

- ・熊本県内に住所若しくは居所を有する者
- ・熊本県内に主たる事務所若しくは事業所を有する者

(お問い合わせ先)

税目	担当課	電話番号
法人等の市民税, 市たばこ税, 入湯税, 事業所税	税制課	096-328-2173
個人の市民税, 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋)	課税管理課又は 各税務課	課税管理課 096-328-2195 中央税務課 096-328-2181 東税務課 096-367-9138 西税務課 096-329-1174 南税務課 096-357-4143 北税務課 096-272-1114
固定資産税(償却資産)	課税管理課	096-328-2195
軽自動車税	課税管理課	096-328-2195
納付・納入に関すること	納税課	096-328-2204